

# 原発再稼働責任法（仮称）について

## 1. 法律の趣旨

福島第一原発事故の教訓は、1) 官民にわたり蔓延ってきた安全神話に二度と陥らないこと、2) 電力会社の後ろに隠れ逃れてきた国の権限と責任を明確化すること、3) 電力の大消費地を含む地域が使用済み核燃料の最終処分に向き合うこと、など多岐にわたります。

しかしながら、最初の安全神話に関連して独立性の高い原子力規制委員会を創設はしたものの、原子力損害賠償支援機構法の附則で見直すと約束した損害賠償責任をはじめ国の権限と責任は不明確なままであり、避難計画への国の関与、地元同意の範囲等も不十分と言わざるを得ません。

使用済み核燃料の最終処分に至っては、科学的根拠に基づき国が適地を提示する等の枠組みが提示されていますが、低レベル放射性廃棄物でさえ行き場がない中で、数万年もの超長期の間隔離が必要な高レベル放射性廃棄物の処分地選定の見通しは、全く立たないのが現状です。

私たち維新の党は、過酷事故（シビアアクシデント）を起こした原発の再稼働に踏み切るに当たっては、国・地域・事業者の権限と責任を明確化し、原発再稼働の決定プロセスを透明化することが不可欠との観点から、3つの柱からなる「原発再稼働責任法（仮称）」の骨子案をとりまとめました。

## 2. 法律の骨子案

### A. 国の果たすべき役割を前面に押し出し、その権限と責任を明確化する

#### ○ 原子力損害賠償制度の見直し

これまで無限責任とされていた原子力事業者の損害賠償責任を有限責任に転換するとともに、有限責任の限度を超える損害が生じた場合には、国がその超える部分について無限責任を負うこととする。（＝損害賠償を電力会社任せにはしない）

なお、併せて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の資金援助に係る業務を廃止するとともに電力債（他の債権に比べて返済に優先権を与える一般担保付社債）の発行を禁止し、電力会社に規律ある経営を求める。（＝経営に失敗した電力会社は破たん処理する）

#### ○ 避難計画の作成に係る国の関与拡大

いわゆる避難計画（UPZ 範囲内の地域防災計画・原子力災害対策編）の作成・修正に当たっては、内閣総理大臣又は都道府県知事のほか原子力規制委員会に報告しなければならないこととし、原子力規制委員会に必要な助言又は勧告を行う権限を付与するとともに、原発稼働の条件として避難計画の整備を法律に明記する。（＝避難計画の整備を地域任せにしない）

## **B. 原子力事業者が原発を稼働するための条件・プロセスを明確化する**

### ○ 原発稼働に係る自治体の同意

原発の周辺自治体は、原子力災害が生じれば直接かつ甚大な被害を受ける危険性があるため、周辺自治体の範囲を法定し、当該自治体の同意を原発稼働の条件とする。

なお、周辺自治体の範囲は、UPZ を行政区域内に含む都道府県を基本的に政令で定める。（＝立地自治体でなく、防災対策を重点的に行う地域を含む都道府県の同意を再稼働の条件として法定する）

### ○ 原発稼働に係る政府の最終判断と説明責任

内閣総理大臣は、原子炉の運転について、原子力規制委員会から規制基準適合性審査に適合する旨の通知及び地域防災計画の内容に関する意見並びに地方公共団体から同意する旨の通知を受けたときは、総理を議長とする関係閣僚会議「原子力発電所稼働決定会議（仮称）」を開催し、原子炉の運転について最終判断をするものとする。（＝規制委員会任せにせず、閣僚が説明責任を果たす）

## C. 使用済み核燃料の最終処分に地域が果たすべき役割を明確に位置付ける

### ○ 最終処分に係る地域の関与と協力義務

使用済み核燃料の最終処分が目途が立たない中で原発の再稼働を進めることは極めて無責任であるため、最終処分地の選定に向けた地域の関与を明確にし、最終処分プロセスの前進を確保する。

具体的には、原発を稼働させる原子力事業者の供給区域内の地方公共団体は、原発による電気供給の恩恵を受けてきた立場に鑑み、NUMOが行う文献調査の実施について協力する義務を負うこととする。文献調査実施後の概要調査地区等の選定に当たっては、関係地方公共団体が参加する協議会を設置し、その選定について実質的に決定することとする。（＝電力の大消費地を含む地域に協力義務を課す）